

〔事案 2023-270〕 新契約無効請求

・令和 6 年 8 月 7 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 5 月と 6 月に契約した 2 件の介護年金保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払保険料を返還してほしい。

- (1) 別件で募集人と面談した際、自分の父（本契約の被保険者）について、道が分からなかったり、足もびっこを引いたりしているという話をしたところ、募集人から介護年金保険の案内を受けた。
- (2) その後何回か、募集人が父の足の具合が悪い様子を見かけたようで、再度介護年金保険に入らないかと言われたが、これ以上保険料を支払うのは大変だと答えると、募集人は、「1 年だけ掛けてくれたら保険金の下りるようにする」などと言って、契約を勧めてきた。
- (3) 自分が、「もし下りなかったら（保険料の）払い損ですよ」と言うと、募集人は、「もし保険金の下りなかったら診断書を書いてくれる病院を教えるので保険に入ってほしい」等と言い、保障内容の説明は適当に終わらせ、どのようにしたら保険金の下りるのかということばかりを説明されたため、保険料を 1 年支払えば保険金を受け取れると考えて、本契約を申し込むことにした。
- (4) 募集人は、当初、口頭だけで説明をしており、入ることを決めて自宅を訪問した際にパンフレットを持ってきた。自分は、募集人の説明をパンフレットに書き留めている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、別件契約の手続を行うため面談をしたが、手続を終えた後、一般的な情報提供として介護年金保険の案内をしたところ、加入を検討したいとの話になった。その後、募集人は、設計書を作成して送付し、後日、面談して申込手続を行うこととなった。
- (2) 募集人は、申立人の自宅を訪問し、改めて、設計書やパンフレットを用いて介護年金保険の説明を行った。申込手続は、タブレット端末で行うほか、重要事項の説明は、冊子の重要事項説明書を用いて実施した。
- (3) 申込手続の約 1 か月後、募集人は、申立人から電話にて、子供の塾代が浮いたことから、追加で介護年金保険の加入を検討したいとの相談を受けたため、自宅を訪問して、設計書やパンフレットを用いて説明を行った。募集人は、申立人に対して保険料の支払いは大丈夫か念押しで確認したが、申立人からは、塾代がなくなるため問題ないとの回答があり、申込手続を行うこととなった。
- (4) 本契約の募集において、募集人から、1 年だけ加入すれば保険金の給付を受けることができると説明をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本契約についての説明に関する双方の陳述は激しく対立しており、募集時の説明に関する客観的な証拠もない。なお、申立人の自筆の書き込みのあるパンフレットについても、募集人は、募集時に書き込まれたものではないと陳述しているため、パンフレットに書き込みがあることを根拠として、募集人の説明内容を認定することはできない。
- (2) 本件のように事実関係の対立が顕著である事案については、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障される裁判手続における申立人らおよび募集人等の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきであると考えるところ、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、そのような権限はない。